

# 研修会を開催

## 「事業者団体規制について」



大阪府中小企業組合士協会では、さる平成24年1月18日（水）、ホテル京阪天満橋 2階 梅の間にて研修会を実施しました。講師に公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所の総務管理官 奥野 弘昭 氏を招いて「事業者団体規制について」ご講演いただきました。

独占禁止法の基本理念について説明され、また、事業者団体に対する規制について、その内容と具体的な事例について説明され

ました。

ただ、最近では規制緩和の流れの中で健全な自由競争経済の確立の方に主眼が置かれ、例外や規制を設けることについては政策的にも倦厭される傾向にあるとのことでした。また、カルテル等の取締りについては、罰則規定が強化されるとともに、内部告発の規定も設けられ、最初に自己申告したものが免罪される制度が確立されたとのことでした。

最後に、事業者団体の活動には、社会公共的な要請への対応、消費者理解の増進等多様な目的の下に、教育・研修、情報の収集・提供等種種のものがあり、これらの事業者団体の活動が事業者間の競争、事業者の事業活動に何らかの制限を加える場合には、独占禁止法上の問題となる恐れがあるので、事業者団体の活動が独占禁止法上問題があるかどうか分からない場合には是非ご相談くださいとのことでした。



講師の公正取引委員会 奥野 弘昭 総務管理官

その後、質疑応答や意見交換がおこなわれ、活発に議論されました。

公正取引委員会の方に合うことも、事業者団体規制について学習する機会もほとんどないので、貴重な時間でした。